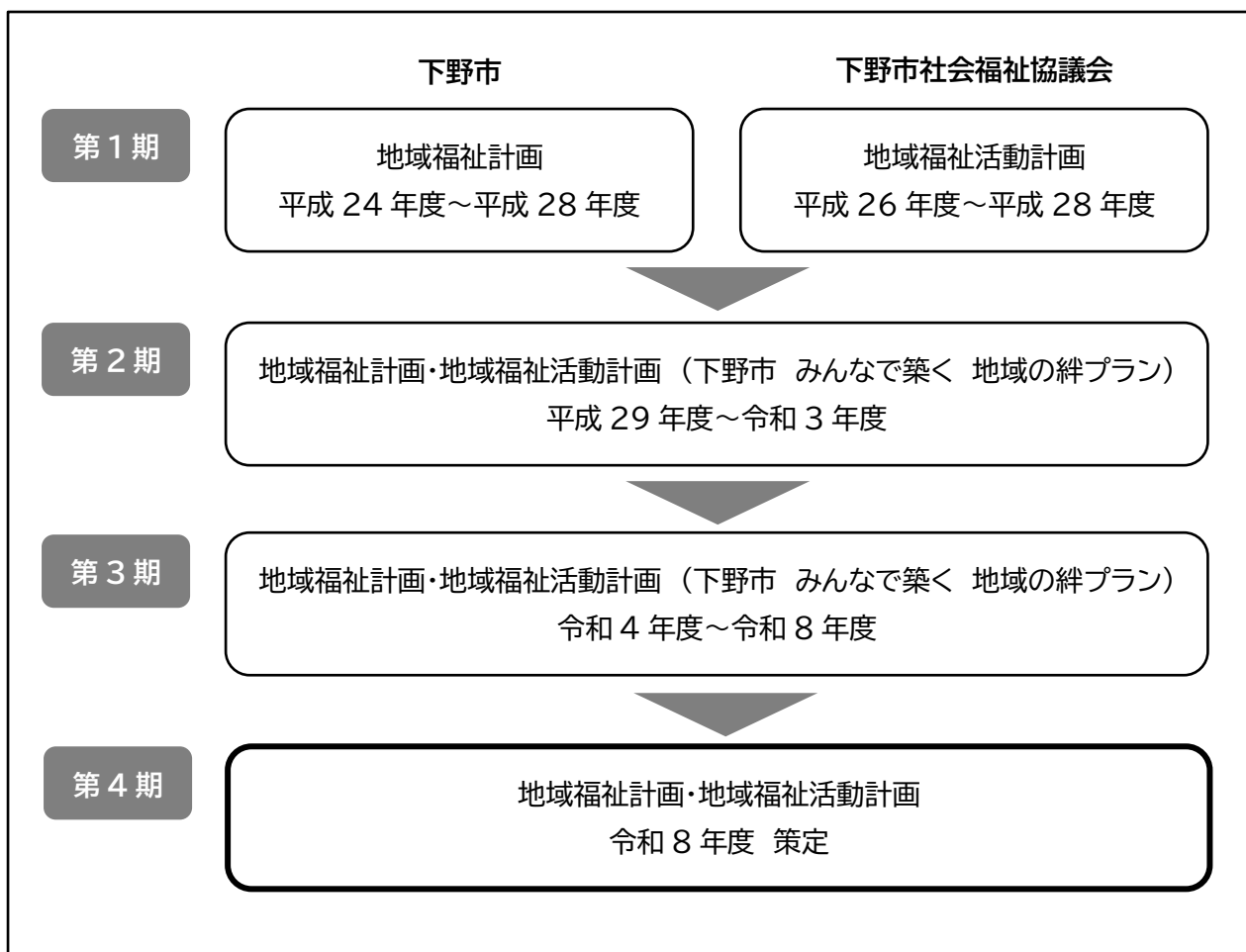


第4期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定について

1 計画策定理由

現行の「第3期 下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（下野市みんなで築く 地域の絆プラン）」の計画期間が、令和4年度から令和8年度までであるため、次期地域福祉計画・地域福祉活動計画を令和8年度中に策定するものです。

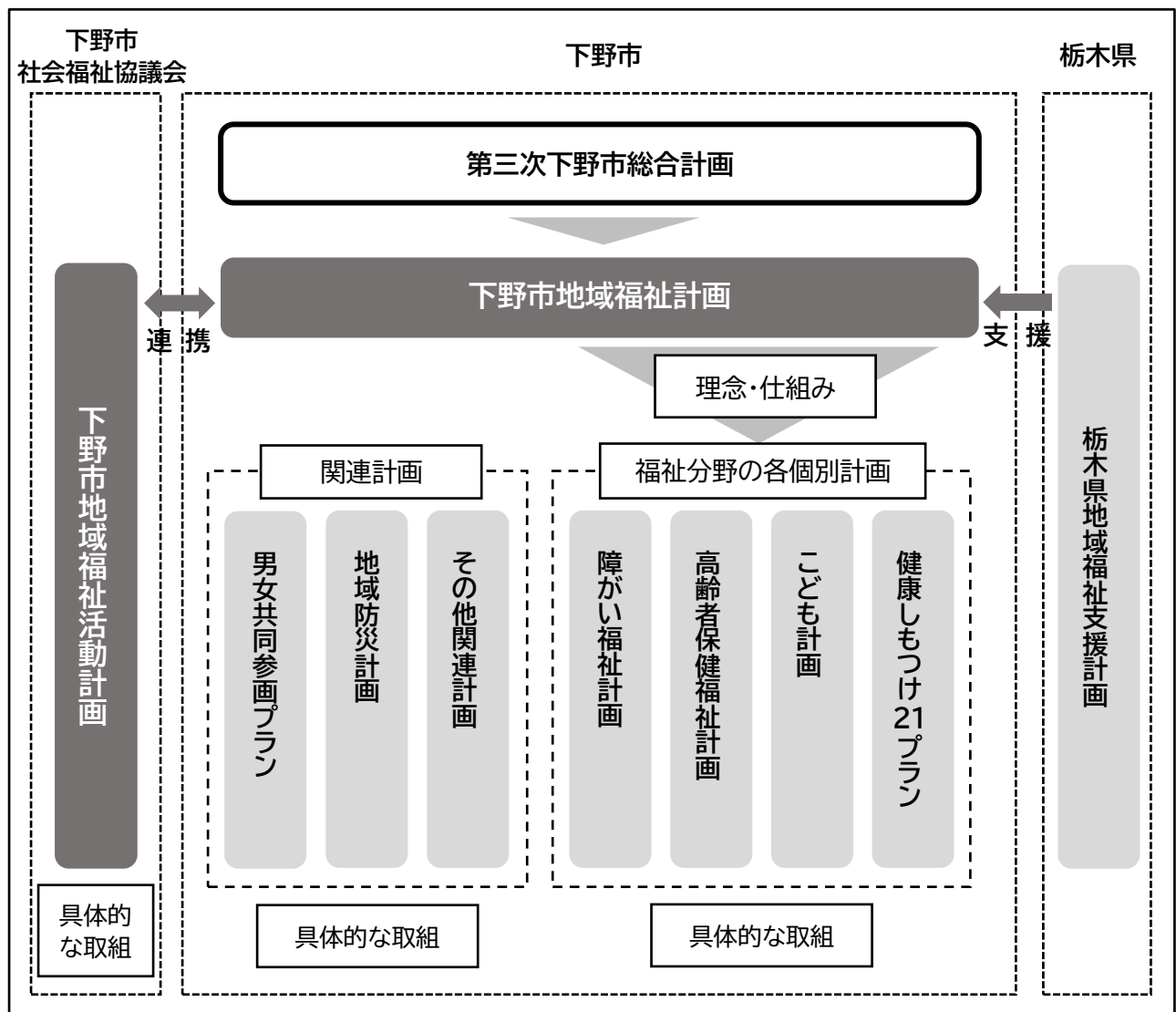
■ 下野市における地域福祉計画・地域福祉活動計画について



2 計画の位置づけ

- 「第三次下野市総合計画」に基づく個別計画
- 社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」
- 地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「活動・行動計画」
- 福祉分野の個別計画を横断的につなぐ役割を担う基盤計画
- 社会福祉法第 106 条の 5 に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定する「地方再犯防止推進計画」

■ 第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



- ▶ 子ども・若者、防災、住生活など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定します。

《参考》「社会福祉法」 第107条第1項

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

《参考》「社会福祉法」 第106 条の5第1項

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第一百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第一百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

《参考》「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 第14条第1項

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《参考》「再犯の防止等の推進に関する法律」 第8条第1項

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間を、第4期計画の期間とします。

この期間に、社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

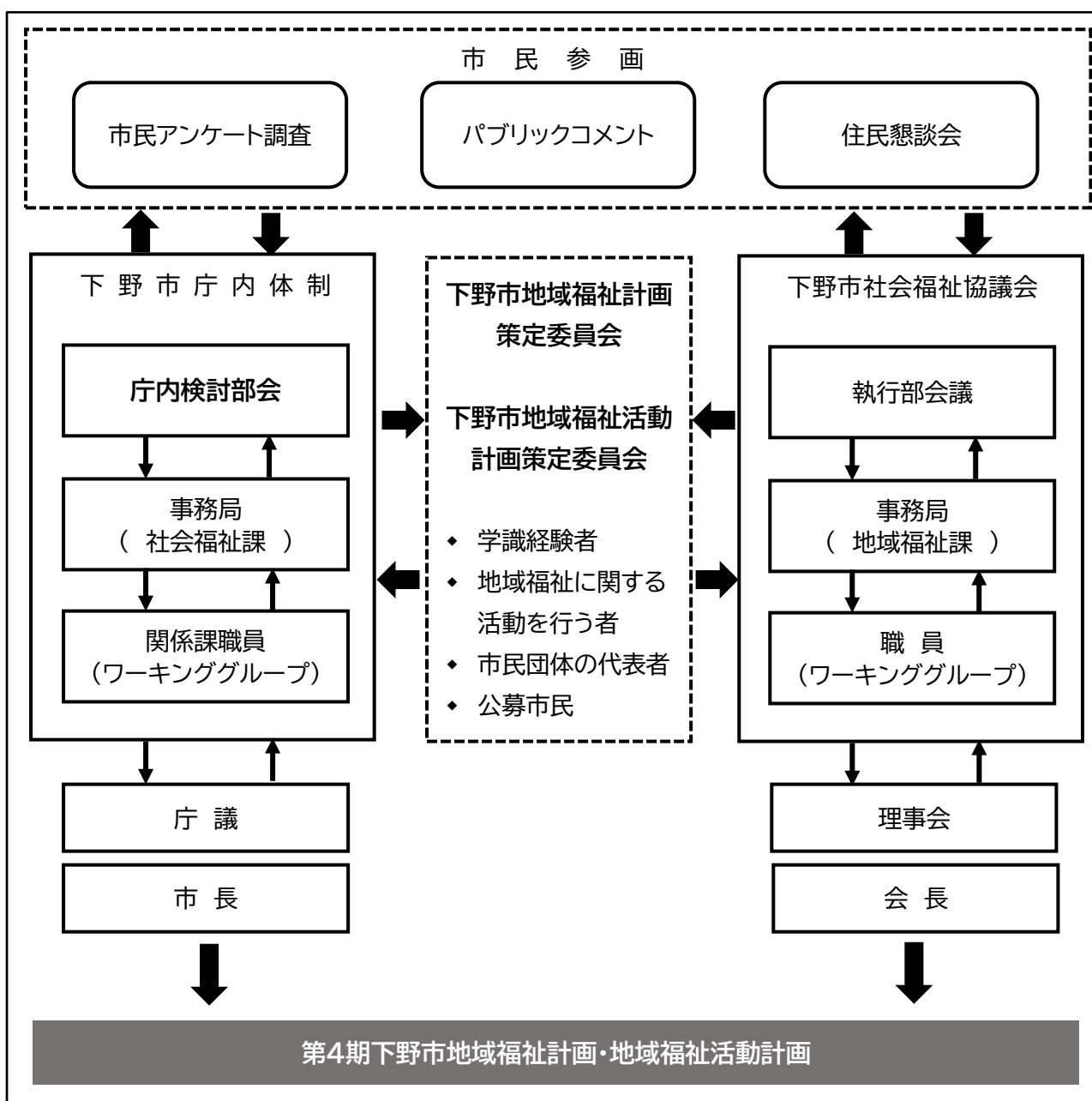
■ 各計画と計画期間

年度		総合計画		地域福祉計画・地域福祉活動計画	重層的支援体制整備事業実施計画	障がい者福祉計画	高齢者保健福祉計画	こども計画	健康しもつけ21プラン	栃木県地域福祉支援計画	
：	：	第二次	前期	第2期		第5期	第7期	第1期	第3次	第3期	
R2	2020		後期基本計画				第6期	第8期		第2期子ども・子育て支援事業計画	第4期
R3	2021										
R4	2022										
R5	2023			第3期		第7期	第9期				
R6	2024										
R7	2025				第1期						
R8	2026	第三次	前期基本計画	第4期	(R8策定中)第8期	(R8策定中)第10期	こども計画	第4次	(R8策定中)第5期		
R9	2027										
R10	2028										
R11	2029										
R12	2030										
R13	2031		後期								
：	：										

4 策定体制

本計画は、庁内関係課によって構成される「庁内検討部会」と、各種団体選出委員や公募委員で構成される「策定委員会」が中心となり審議を行います。また、社会福祉課及び庁内関係課、社会福祉協議会職員を中心に構成される「ワーキンググループ」を必要に応じて開催し、第3期計画における各施策の実施状況及び第4期計画の内容を検討するとともに、アンケート調査や住民懇談会(ワークショップ)、パブリックコメントを実施し、各過程で市民参画を経て策定していきます。

■ 計画の策定体制



5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

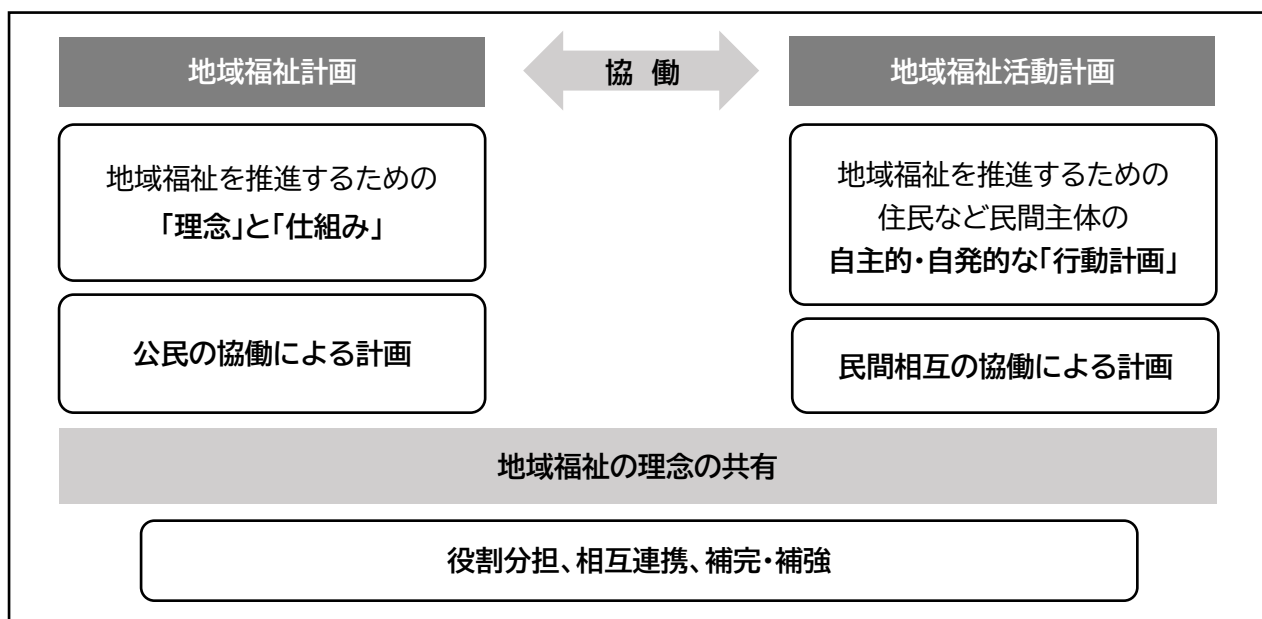
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、「具体的な取組」を定めた活動・行動計画として策定するものであり、地域の福祉ニーズを把握し、住民・事業者・行政等と連携し、地域における様々な福祉問題を計画的に解決していくための基本指針となるものです。

行政が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重なり合う部分が多く、行政と社会福祉協議会が連携して策定していくことが効果的であり、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」(全国社会福祉協議会)においても、「地域福祉計画と地域福祉活動計画については、地域福祉を推進するために『連携』『協働』『補完』するものとして位置付けられている」と記載されています。

一体的に策定することにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等、地域に関わる者の役割や協働が明確になり、地域共生社会を実現することを念頭に置いた様々な地域課題を解決する福祉基盤を構築し、実効性を高めることができることから、第4期計画においても、引き続き、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



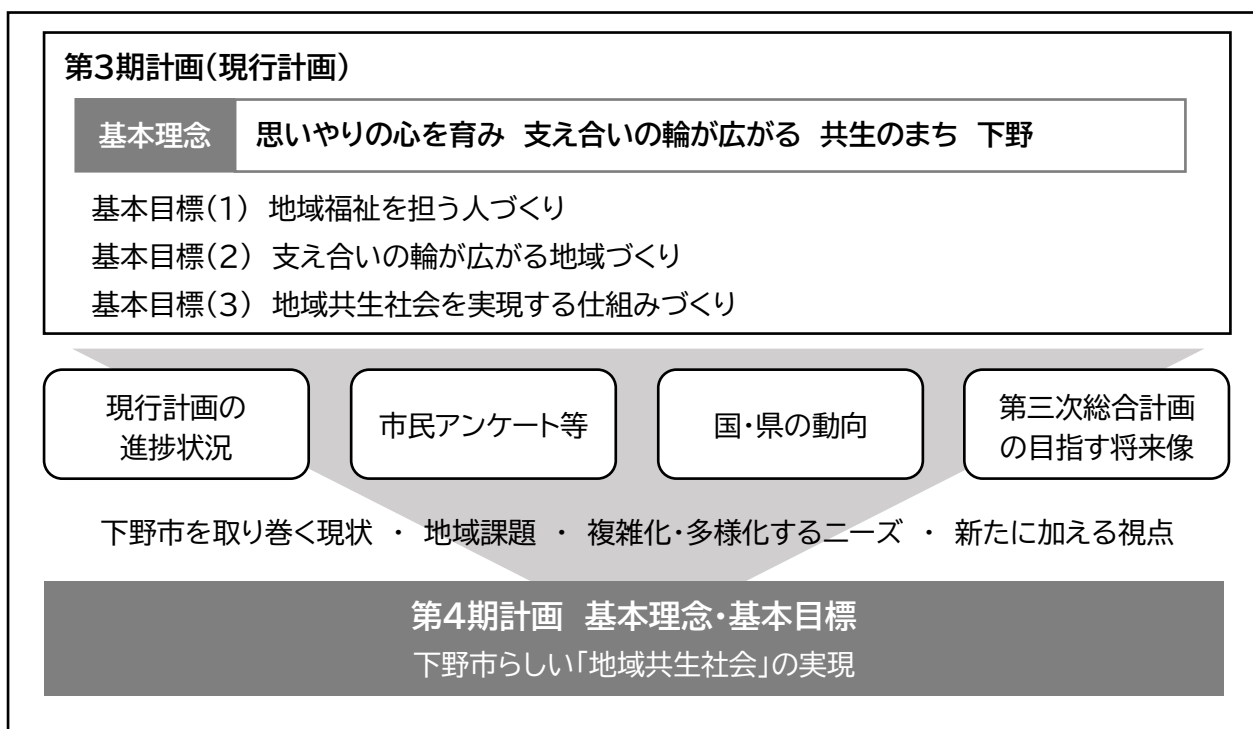
6 基本理念と基本目標の設定について

第3期計画(現行計画)においては、第2期計画において推進してきた、支え合いの中で安心して暮らすことのできる地域づくりと、地域の中で育んできた思いやりの心を継承しながら、市民が互いに支え合う「地域共生社会」を目指すため、「思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野」を基本理念として掲げました。

第4期計画の基本理念と基本目標の設定にあたっては、第3期計画の理念を踏襲しながら、現行計画における進捗状況や市民アンケートの結果等から、下野市を取り巻く現状と地域課題の洗い出しを行うとともに、複雑化・多様化するニーズを把握し、検討していきます。また、国や県の動向を踏まえながら、令和8年度からスタートした第三次総合計画の目指す、下野市の将来像「しあわせ うまれる 下野市～シモツケ くらし ウツテツケ～」の実現に向け、下野市らしい「地域共生社会の実現」を目指したものとしていきます。

全体の基本理念と基本目標は、これまでどおり、市と社会福祉協議会で連携・協働して取り組んでいくため、共通したものを定め、基本目標に対する施策や具体的な取り組みについては、「市が取り組むこと」、「社会福祉協議会が取り組むこと」、「市民・地域が取り組むこと」に分け、まとめていきます。

■ 基本理念と基本目標の設定について



■ 計画書の構成について

第3期計画(現行計画)	第4期計画(案)
第1章 計画の策定にあたって 第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題 第3章 計画の方向性(基本理念・基本目標) 第4章 地域福祉計画 ◆市が取り組むこと 第5章 地域福祉活動計画 ◆私たち(市民・団体・事業者)が取り組むこと ◆社会福祉協議会が取り組むこと 第6章 成年後見制度利用促進基本計画 第7章 計画の推進と進捗管理 資料編	第1章 計画の策定にあたって 第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題 第3章 計画の方向性(基本理念・基本目標) <u>第4章 施策の展開・具体的な取組</u> ◆市が取り組むこと ◆社会福祉協議会が取り組むこと ◆私たち(市民・地域)が取り組むこと <u>第5章 重層的支援体制整備事業実施計画</u> 第6章 成年後見制度利用促進基本計画 <u>第7章 再犯防止推進計画</u> 第8章 計画の推進と進捗管理 資料編
重層的支援体制整備事業実施計画(現行計画)	

〔 第3期計画からの変更点(案) 〕

- 個別に章立てをしていた地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一つの章にまとめる。
 - ※ 目標ごと、取組ごとに、市民の取組やそれを支える仕組(市の取組)と実施される事業(社会福祉協議会の取組)を併記することにより、相互の補完関係を直接的に確認しながら、より効果的な事業の設定と推進を可能とする。
 - ※ 事業評価の段階において、得られた結果の要因分析を事業の視点と仕組の視点の双方からきめ細かにを行い、事業改善に向けた情報がより効率よく得られるようにする。
- 個別で策定していた重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定する。
- 再犯防止推進計画を一体的に策定するにあたり個別の章を設け策定する。

7 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会とは

私たちの暮らしには、家庭や地域、職場など生活の様々な場面において、声掛けや助け合いなどを通じて、お互いに支え合う関係性があります。しかし、近年、高齢化や人口減少に伴い、こうした「つながり」の希薄化が進み、支え合いの基盤が弱まっています。人と人とのつながりが弱まる中、これらを再構築していくことを通じて、誰もが役割を持ち、お互いの存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会の実現が求められています。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、福祉の枠組みにとどまらず、文化や地域活動、経済、産業といった領域を超えてつながることで、地域社会全体を支えていくことが、これまで以上に重要となっています。

一方で、私たちの暮らしの中で生じる、病気や子育て、失業などの課題に対しては、公的な支援の充実を図ってきました。これまでの公的な支援は、高齢者・障がい者・こども・生活困窮者といった対象者別や、介護・医療・保育といったサービスの種類といった機能別に整備されてきました。しかし、近年、私たちの暮らしの多様化により、住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。世帯単位で複数の課題を抱える多機関にわたるニーズや、既存の制度のはざまに陥ってしまうケースへの対応が困難となっていることから、これまでの縦割り型の仕組みを改めて見直し、多機関が包括的につながり、支える仕組みの構築が不可欠となっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

■ 地域共生社会とは



出典:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」



出典:厚生労働省「地域共生社会の実現に向けて」

(2) 地域共生社会を支える仕組み「包括的な支援体制」

近年、介護や子育て、経済的な困窮、健康問題など、暮らしの中で複数の困りごとが絡みあった「複合的な課題」を抱える方や世帯が増加しています。こうした方や世帯では、本人がどこに相談すべきか分からなかったり、自ら助けを求めることが困難な状況にあったりすることで、問題が深刻化し、危機的な状況に陥るまで表面化しないケースも少なくありません。

例えば、ひきこもり状態にある50代のこどもと80代の親が孤立する「8050問題」や、子育てと介護の同時負担が生じることで生活が破綻する「ダブルケア」など、既存の高齢者・障がい者・こどもといった対象者別の支援をそれぞれで行っているだけでは、世帯全体の課題を解決できない事例が顕在化してきました。

このような制度の「はざま」にある課題や複合的なニーズに対応するためには、日々の地域活動を促進し、地域の中でつながりを取り戻すような働きかけを行うとともに、特定の機関が個別に支援を行うのではなく、分野の枠を超えた多機関が円滑に連携し、支援する「包括的な支援体制」の構築が不可欠となり、平成30年の社会福祉法改正において「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務として規定されました。

(3) 包括的な支援体制の整備に向けた取組「重層的支援体制整備事業」

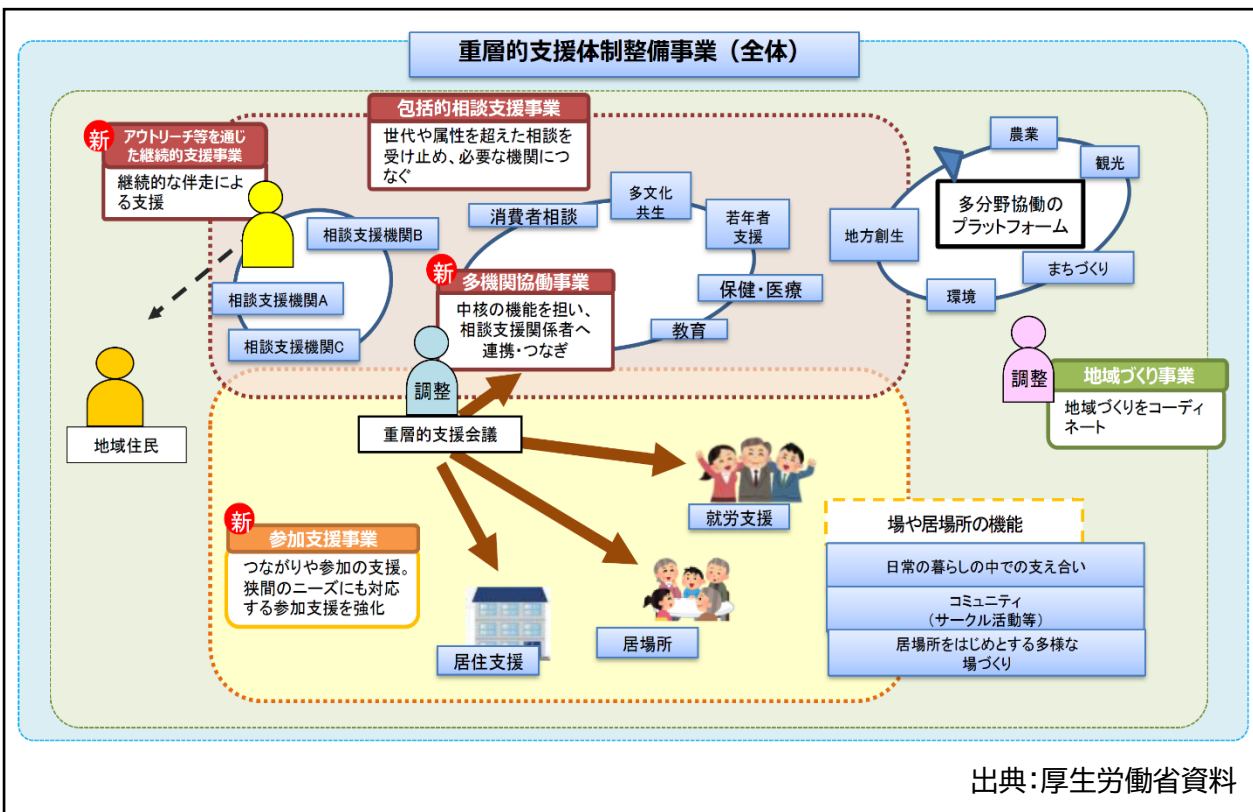
重層的支援体制整備事業は、市町村が包括的な支援体制の整備を行うための方法の一つ（任意で実施する事業）として、令和3年の社会福祉法改正において創設されました。また、令和6年の社会福祉法改正では、地域住民の安定した居住の確保に向けた支援に努めることも求められています。この事業では、以下の①～⑤の事業に一体的に取り組むことを通じて、体制の整備を進めます。

① 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号） 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する
② 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号） 社会とのつながりを作るための支援を行う
③ 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号） 世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりのコーディネートを行う
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号） 支援が届いていない人に訪問等を実施し、支援を届ける

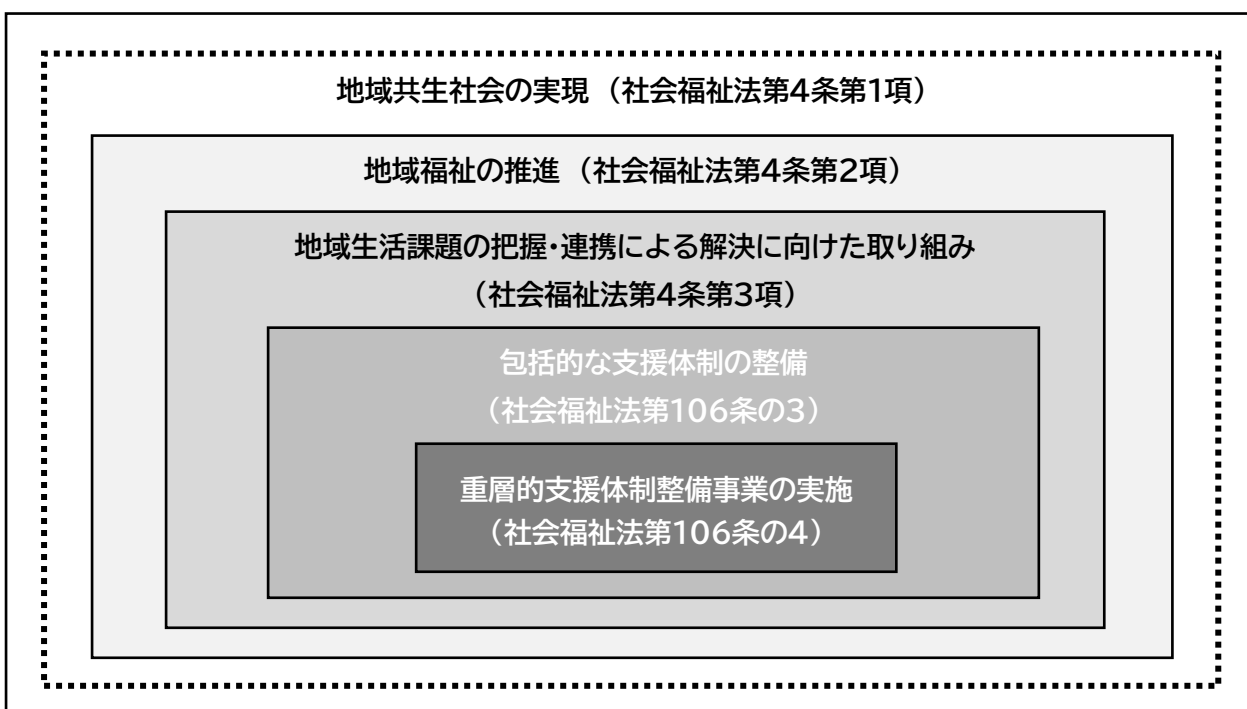
⑤ 多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

複雑化・複合化した課題について適切に対応するため関係者の連携で解決にあたる

■ 重層的支援体制整備事業について



■ 地域共生社会・包括的な支援体制・重層的支援体制整備事業の関係



8 重層的支援体制整備事業実施計画について

第3期計画においては、「地域共生社会を実現する仕組みづくり」を基本目標として定め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。第4期計画においても、引き続き、地域共生社会の構築を主要な施策の一つとし、高齢者、介護、障がい者、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談・地域づくり支援体制を整備することとします。

また、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対しては、積極的なアウトリーチ活動を行うとともに、既存の制度では対応できない「はざま」のニーズに対しては、地域の社会資源等を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うこととします。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4に規定されており、こうした体制整備の一環として位置付けられています。

下野市では、令和6年3月に、令和8年度までを計画期間とする重層的支援体制整備事業実施計画を個別計画として策定していましたが、第4期計画においては、個別の章を設け、地域福祉計画と一体的に策定することとします。

9 成年後見制度利用促進計画について

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

平成12年に制度が導入されましたが、全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、国では、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「促進法」という。)が施行され、平成29年に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4年には、さらなる施策の推進を図るため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

促進法において、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされていることから、第3期計画と同様に、第4

期計画においても、成年後見制度利用促進計画についての個別の章を設け、地域福祉計画と一体的に策定することとします。

10 再犯防止推進計画について

犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯者率は依然として高止まりしており、再犯防止や社会復帰後の支援の充実が社会的な課題となっています。平成16年から平成17年にかけて、重大な再犯事件が相次いだことを契機に、国では「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年）、「犯罪に戻らない・戻さない」宣言（平成26年）、「薬物依存症・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年）など、再犯防止に向けた施策を段階的に推進してきました。

また、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が成立し、国による「再犯防止推進計画」の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体にも再犯防止への取組が求められ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として位置付けられました。

下野市では、第3期計画と同様に地域福祉計画と一体的に策定しますが、第4期計画においては、個別の章を設け、策定することとします。